

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「インド太平洋地域の経済枠組み」
著者 / 所属	神田 茂 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	447号
刊行日	2022-7-8
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220708.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

インド太平洋地域の経済枠組み

外交防衛委員会 専門員

かんだ しげる
神田 茂

ロシアによるウクライナ侵略が長期化しつつある中、米国のバイデン大統領は2022年5月22日から24日まで訪日し、岸田総理との首脳会談に加え、日米豪印4か国によるクアッド首脳会合が開催された。この訪日に合わせ、上記の4か国とASEAN諸国など9か国により立上げが合意されたのが「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」である。

米中の対立はバイデン政権下でも厳しさを増し、ロシアによるウクライナ侵略後も、国際秩序に係る長期的課題として、米国はインド太平洋地域における中国への対応を優先し、軍事、経済、科学技術など複数の領域の脅威に対処する姿勢を維持している。

トランプ前政権の環太平洋パートナーシップ協定（TPP）離脱により、米国のインド太平洋地域への経済的関与には空白が生じた。地域的な包括的経済連携協定（RCEP）の発効や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への中国による加入申請を受け、バイデン政権は明確な戦略を打ち出す必要に迫られていた。

IPEFは、デジタル経済を含む自由で公正な貿易、サプライチェーンの強靱性、インフラとクリーンエネルギー、税制と反汚職など四つの柱から成る。その一方で、関税引下げによる市場開放は含まれていない。IPEFには参加の柔軟性が確保されており、今般の合意は設立のためのプロセス立上げに関するもので、各国は四つの柱全ての交渉への参加を約束したわけではない。また、米国は交渉の成果たる取決めが法的拘束力を有するものと想定しているが、各国はそのいずれに参加するかを自由に選択できる。

米中対立、コロナ禍、ロシアのウクライナ侵略で露呈したサプライチェーンの脆弱性を踏まえ、米国は国内産業競争力の強化と並行し、地政学的競争相手への依存を低減し信頼できる同志国でサプライチェーンを築く、いわゆる「フレンド・ショアリング」の構築を目指している。米国はEUとの間で既に貿易技術評議会（TTC）を設立し、技術標準、安全なサプライチェーン、国際的な通商課題などを議論しており、IPEFは欧州とインド太平洋地域のフレンド・ショアリングの連結を目指すものとの見方も示されている。

IPEFについては、関税譲許による市場開放を伴わず、参加国への魅力やインド太平洋地域への影響力に乏しい、具体的内容は今後の交渉に委ねられ、急ごしらえの感が拭えないなどの批判がなされている。他方、地域での連携に不可欠なインドの関与が得られたことへの評価、非関税障壁の低減による貿易の円滑化、トランプ前政権下で発動された制裁関税撤廃の梃子、中国などによるデータの越境規制に対抗したデジタル貿易のルール作りの場としての可能性に加え、分野別の選択的な新たな通商秩序のモデルとなるとの指摘もなされている。経済と安全保障との交差が一層複雑化する中、日本には独自の存在意義を維持し、バランスのとれたルール作りを進める役割が求められている。